日も早く安全・ 安心の生活再建を

災者支 援 度情

ください だくために、「災害復旧支援制度」を取りまとめましたので、 市では、 被災された皆さんの、 災害復興に少しでもお役立ていた ご活用

◇被災者生活再建支援金

左記の対象世帯に

「住宅の損害

マ対象世帯 程度」と「再建方法」 支援金を支給します。 に応じて

②住宅が半壊、または住宅の ①住宅が「全壊」 り災証明書の程度により 地に被害が生じ、 やむを得ず解体した世帯 した世帯 その住宅を 敷

④住宅が半壊し、 ③震災により危険な状態が継続 を行わなければ居住が困難な 長期間継続している世帯 住宅に居住不能な状態が 大規模な修繕

必要書類

(大規模半壊世帯)

①基礎支援金

票の写し・印鑑・世帯主名義り災証明書・世帯全員の住民 健康保険証など) ができるもの(運転免許証、 の預金通帳の写し・本人確認

②加算支援金

修繕、 賃貸入居

> 真(解体前・中・後)など合は被害を証明する書類・写 の場合は契約書。

マ支給額

世帯の構成	成員が2人以上		単位	:万円
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
世帯の構成	成員が1人		単位	: 万円
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

※被災者生活再建支援金は、 ます。 者生活再建支援法人へ提出され 窓口となり、 県を経由して被災 市が

マ申請期間

①基礎支援金は、 10日まで②加算支援金は、 成 24 年 平月

解体 した場

各総合支所市民福祉課

マ支援内容

て保育料・授業料を減免します。

マ対象となる人 ①所有または居住する住宅が、 する場合。 震災により次のいずれかに該当

②生計中心者の死亡、 た世帯の保護者

減免割合

対象	者	減免割合	
①所有または 居住する住宅 が、り災証明	全壊の場合	全額	
か、り炎証明 書により全壊、 大規模半壊ま たは半壊と判	大規模 半壊の場合	王祖	
定された世帯の保護者	半壊の場合	1 /2	
②生計では、事業を表現のでは、事業を表現のでは、事業者が、のでは、など、対して、事業者が、のでは、など、対して、など、対して、など、は、など、は、など、は、など、は、など、は、など、は、など、は、など、	収入見込みな に応じて支援 なりますので ださい。	内容が異	

0 2 2 0 市民生活部 58 2 1 市民生活課

8

明書など

問い合わせ

市立幼稚園授業料の減免保育所保育料および

左記の対象者に被害程度に応じ

模半壊または半壊と判定され

事業の廃止など著しい収入減)生計中心者の死亡、長期入院、 があった世帯の保護者

総合支所市民福祉課に申請

l

てください。

成26年4月10日まで最寄りの

マ対象となる期間

必要書類 した月の翌月から1年以内

【保育所保育料】

書 (写し可)、 保育料減免申請書、 印鑑、 り災証明 離職証

【幼稚園授業料】

市立幼稚園授業料減免申請書 り災証明書(写 し可

【保育所保育料】 申請期間および申請先

最寄りの総合支所市民福祉課 平成24年3月31日まで

平成23年9月30日まで

【幼稚園授業料】

教育委員会学校教育課

問い合わせ 【保育所保育料】

☎0220 (58) 5562
福祉事務所 子育で支援課

【幼稚園授業料】 各総合支所市民福祉課

児童生徒就学援助費の補助

マ支援内容

給食費)などを助成します。 (学用品費・通学用品費・学校 左記の対象者に、 就学援助費

マ対象となる人 震災により次のいずれかに該当

マ対象となる人 および融資機関が利子を補給 低利で貸付を行います。

①所有または居住する住宅が、

次の事項を満たす農業者が対象 となります。 震災で施設など農業経営に係 協同組合の組合員で東日本大 みやぎ登米または南三陸農業

マ資金の種類

る被害を受けた農業者

申請書、 し可、

印鑑、

り災証明書

必要書類

があった世帯の保護者

事業の廃止など著しい収入減

②生計中

心者の死亡、

長期入院、

護者。

模半壊と判定された世帯の保 り災証明書により全壊、

大規

申請期間および申請先

離職証明書など

①東日本大震災農業施設等災害 復旧資金

②東日本大震災農業経営安定対 策資金

マ貸付金利 . 5 %

マ融資期間

単位:円

21,700

2,170

22,900

55,700

54,000

(上限) 2,180

(上限) 5,840

マ助成内容

室に申請してください。

教育委員会活き生き学校支援 平成23年9月30日まで

内で据え置きが2年以内です。融資機関は①②いずれも12年: も12年以

マ必要書類

り災証明書、 被災写真など

マ融資申込期間

資 金 東日本大震災農業経営安定対策 旧資金 平成23年12月30日まで東日本大震災農業施設等災害復 平成26年3月31日まで

児童生徒就学援助費の補助

11,100

2,170

1,510

3,470

19,900

20,600

45,600

マ融資受付相談窓口

問い合わせ

①学用品費

③校外活動費 (宿泊なし)

④校外活動費 (宿泊あり)

⑤新入学用品費

⑥修学旅行費

⑦学校給食費

⑧医療費

教育委員会活き生き学校支援室

金融窓口 みやぎ登米農業協同組合

◇雇用保険失業給付金の

特例措置

問い合わせ南三陸農業協同組合津山支店 または各町域の基幹支店 0 2 2 0 22

災害復旧等資金

⁶金 農業施設等

左記の資金の借入利息に対し、

産業経済部

◇農業用施設災害復旧補助金

マ支援内容

助します。 する場合、 震災により農業用施設※を復旧 その費用の一部を補

※農業用施設 >対象となる人 設 ②畜産施品 ②畜産施設 ①穀物乾燥調整施 ③園芸施設

以上(補償額を差し引 の農業者 農業用施設の被害総額が30万円 (法人含む) (た金額)

マ補助率など

掲載して

います

のな支援制度をいページでは、

マこのほかにも

補助率 /3以内 500万円

必要書類 補助金上限額

申請期間および申請先 は領収書、被災写真など補助金交付申請書、見積 産業経済部農産園芸畜産課に申 平成23年9月30日まで

マ問い合わせ 34 農産園芸畜産課

請してください。

マ支援内容

職していなくても雇用保険の基態にある人について、実際に離金を受け取ることが出来ない状 震災による事業所の休・廃止に

> ※助成額や必要書類については、マ申請期間 随時受け付けます。 マ問い合わせ マ申請期間 せください 迫公共職業安定所にお問い合わ 本手当を需給できる措置です。

迫公共職業安定所

見積書また

済・生活面の支援」、「住まいの確保・生活面の支援」、「住まいの確保・中小企業者・中小企業者に対応したといって援」、「災害に対応したといっ支援」、「災害に対応したといっ支援」、「災害があります。 一支援制度一覧にといっ支援」、「災害があります。 一支援制度一覧にといっ支援」、「災害機制度一覧に対応した融資」 とださい。は、広報といった。 とださい。ようには、「災害にお問い合うでは、「農力をご覧ください。」。

Apr.2011

1